

港区青色防犯パトロール業務委託採点基準表
(第一次審査)

一次審査(書類審査)			
候補者名		記入者	

1 基本事項の評価(事務局採点)		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点
		1	2	3	4	5				
(1) 資格要件(取得資格)	・事業者及び業務責任者の本業務に有効な専門能力・資格等が優れていると認められるか。 (事務局が客観的視点により採点)	事務局採点					×2			10
(2) 専門技術力(経験年数、実績)	・類似業務の実績を有しているか。 (事務局が客観的視点により採点) 14~15pt 5点、11~13pt 4点、7~10pt 3点、3~6pt 2点、0~3pt 1点 ①事業者の同種業務の実績 9~10件 10pt、7件~8件 8pt、5~6件 6pt、3~4件 4pt 1~2件 2pt 0pt ②業務責任者の同種業務の実績 5件以上 5pt、4件 4pt、3件 3pt、2件 2pt、1件 1pt、0件 0pt									

2 企画提案の評価		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点
		1	2	3	4	5				
(1) 業務に対する基本的な考え方・取り組み姿勢【様式6】										
ア 基本的な考え方・取り組み姿勢	・業務の目的や内容を正確に理解できているか。 ・区民の安全確保に向けた考え方や取り組み姿勢、視点など十分な意欲を有しているか。						×4			20
(2) 人材確保の体制及び業務従事者への教育方針と教育方法【様式7】										
ア 人材確保の体制	・業務実施に必要な人材を安定的かつ的確に確保するための取組を実施しているか。						×3			15
イ 業務従事者への教育方針と方法	・安全を確保するための教育方針は適切か。 ・事業実施に必要な教育を実施するほか、職員のスキルアップや事業の充実のための取組を実施しているか。						×3			15
(3) 日頃の安全対策及び事故発生時の対応と再発防止【様式8】										
ア 日頃の安全対策	・業務を安全に履行する体制及び業務中の事故防止対策が確立しているか。 ・業務履行状況を適切に確認できる体制や、区へ速やかに報告できる体制が確立されているか。						×3			15
イ 事故発生時の対応と再発防止	・業務中に発生または発見・現認した事件・事故など緊急時の対応及び関係機関との連絡・連携体制が確立しているか。 ・事件・事故については、再発防止策が確立しているか。						×3			15
(4) 通常時・緊急時の業務体制【様式9】										
ア 通常時の業務体制	・業務を確実に履行できる体制を有しているか。 ・業務実施にあたり、関係機関との連携体制を構築しているか。						×3			15
イ 緊急時の業務体制	・業務に従事させる職員の急な欠員や、業務責任者が事故等により不在となった場合の業務の継続性を担保する体制を構築しているか。						×3			15
(5) ICTを活用した取組について【様式10】										
ア ICTの活用	・まちの課題が分析できるようなICTを活用した具体的な報告方法が示されているか。						×3			15
(6) 登下校をはじめとした子どもの安全確保の方法と考え方【様式11】										
ア 子どもの安全確保	・子どもの安全確保のための具体的な取り組みが示されているか。 ・取組の内容は適切か。						×3			15
(7) 事業目的に沿った、新たな提案【様式12】										
ア 提案内容	・提案内容は区民の安全・安心確保につながる内容になっているか。 ・提案内容は職員体制や経費等の面から本業務の目的を達成することができる内容になっているか。						×2			10

3 見積額の評価(事務局採点)		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点	
		1	2	3	4	5					
(1) 見積金額	・参考事業規模に対する見積額により採点 (事務局が客観的視点により採点) 95% 1点/90%~94% 2点/80%~89% 3点/70%~79% 4点/69%以下 5点	事務局採点									20

一次審査合計点	200
---------	-----

<p>加点項目 ア~オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の5% (小数点以下切上げ) を委員全員の一次評価点の総得点に加点します。 ※事務局採点配点の満点(250点)の5%は13点なので、最大65点(13点×5項目) 加点されます。 委員一人当たり200点×5人=1,000点に加点項目65点を加えた、1,065点が最高得点になります。</p>	加点項目の満点	65点
---	---------	-----

- ア 区内事業者優遇
区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点
- イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価
港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点
複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点
- ウ 障害者雇用の評価
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点
- エ 環境配慮に対する評価
ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の5%を加点
複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点
- オ 災害協定活動に対する評価
区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点

講評等(ポイントとなった事項など)